

## ウガリト王国の ubdy について

近藤 洋子

【要約】 ウガリト語で記された土地リストの多くに登場する *ubdy* の語は、従来、王から付与された土地を指す語とみなされてきた。そして土地リストがほとんどの場合ある個人から別の個人に渡された耕地を列挙するという形式で書かれていることについては、没収——再分配を記したものととの解釈がなされてきた。しかし個々のリストの内容を詳しく検討したところ、*ubdy* 地は決して再分配されたのではなく、耕作を委託するという形で第三者の手に渡されたことが明らかとなった。つまり *ubdy* は王から付与された土地ではなく、第三者に耕作を任せられた土地について用いられる語なのである。耕作委託に出した理由や引受けた側についてはまだ全体像を捉えるにはいたっていないが、*ubdy* 地の性格がいくらかでも明らかになったことは、ウガリト王国の土地制度の解明に一つの手がかりを与えてくれたと言えるだろう。

史林 六五巻四号 一九八二年七月

### はじめに

紀元前一三・一四世紀に北シリアの地中海岸に栄えたウガリト王国の遺丘から、不動産の売買や交換、王による不動産の付与を記した多数のアカド語文書が発見され、これらは王国の政治・経済・社会の諸相を解明する重要な資料となってきた。一方、ウガリト語のアルファベットで記された文書群からは、王による土地付与証書二枚の他に、一〇枚余りの土地リストが見つかっている。そのうちの八枚に *ubdy* という語が耕地またはブドウ園を形容する語として用いられているが、多くの研究者はこの *ubdy* が王からの付与地そのものを指すと考えている。しかしリストの内容を検討してみたところ、こうした同一視は適当でないように思われる。他方、*ubdy* を小作地とみなす考えも提出されている。そこでこの

八枚の *ubdy* 文書を中心に *ubdy* とは何かを追究し、ウガリト王国の土地制度の一側面を解明する手がかりを得たいと思ふ。

ところで *ubdy* という語に対して今までに提出された解釈は大きく三つに分けられる。最初にテキストを公刊した Ch・ヴィロローは「荒地・休耕地」を提案したが、<sup>①</sup> J・グレイはこれを退け、D・ラングがアラビア語の *abadi* (永久に) と関連づけた解釈を採り入れて、「永久封土」とする説を発表した。<sup>②</sup> C・H・ゴードンも「荒地」説の可能性は認めながら、結局は「永久土地付与」もしくは「被付与者」という訳を与えている。<sup>③</sup> A・F・レイニーはグレイ説を採った上で、ヒッタイト語の *upati* との関連性に着目し、やはり王の臣下に割当てられる土地 “*cleruchy*” と解釈した。<sup>④</sup> M・ヘルツェルの解釈も、語そのものの意味については結論を留保しているが、王からの付与地とみなす点では変わりはない。<sup>⑤</sup> ところが J・アイストライトナーはその「ウガリト語辞典」の *ubdy* の項で「永久小作地」もしくは「永久小作人」という訳を示している。彼はゴードンとグレイの論文を参考文献として挙げておきながら、このように大きく食違った解釈を提示している。<sup>⑥</sup> どのような根拠に基づいてこの結論をひき出したのか、説明がないため全く理解できないが、*ubdy* 文書を調べていく中で当然現れてきそうな解釈ではある。このように *ubdy* については「荒地」説、「王からの付与地」説、「永久小作地」説の三通りの解釈が提出されてきたのであるが、いずれも十分に納得のいく説明とはなっていない。そこで本稿では *ubdy* の語の現れる文書を全部洗い出して *ubdy* とは何かを追究することから始めたい。ただ多くの場合 *ubdy* という語は土地に関わる語として用いられており、*ubdy* の語そのものの意味よりもむしろ、*ubdy* という語によって形容される土地が分析の対象となる。

① Ch. Vroilleaud, “Les nouvelles tablettes de Ras Shamra (1948-49)”, *Syria*, 28, 1951, p. 32. テキスト M. *knny* の語の *pd* が荒地とされた土地を指すことから。しかし後に同じテキストを PRU. II に

刊行した際は「提案されてきた解釈はどれも満足できるものではない」  
② R. de Langhe, *Les textes de Ras Shamra-Ugarit et leurs rapports avec le milieu biblique de l'Ancien Testament*, 1945, II, p. 385.

③ “*ubdy*” と考えを交すところ (PRU. II, p. 132)。

② J. Gray, "Fetdalism in Ugarit and Early Israel," *ZAW*, 64, 1952, p. 51. >perpetual feik

③ C. H. Gordon, *UT*, p. 349.

④ A. F. Rainey, "Social Stratification of Ugarit," *Brandeis University*, Ph. D., 1962, p. 27. 彼が参照した J. Friedrich の *Heiliches Wörterbuch*, Heidelberg, 1957 は手許になが、これを書籍した H. Guterbock によれば upati は "feif, feudal holding(?)" であるとする (*Oriens*, X, 1957, p. 360)。

なお、キヤンチン出土のキム文書のうち三枚には upatinnum を登場させる。I・ペラーマンはこれらの「家」の売買記録である I 568 をとりあげ、「家」の意味を検討しようとするが、この二枚売却者として登場する upatinnum のグループについて共有財産を保持する土着の人々のグループとみなし、後のピタヤト時代における upati と區別しようとする (L. Matouf, "Verkauf des 'Hauses' in Kanes nach I 568," *Archiv Orientalni*, 47, 1979, pp. 33-39)。一方 I・M・チャヤロンはこれを upatinnum ではなく、ubadinnum と読み、フルリ語の ubadi (共有地保有と結びついていた義務を指すとらう) の所

### 1 uddy 文書タイプの形式

uddy の語が記載されている文書は現在のところ一〇枚発見されている。そのうち一枚 (*PRU*, II, 95) はオリーブを形容する語として用いられ、あと一枚 (*PRU*, II, 64) は冒頭の部分が欠けていて uddy がどのような文脈で用いられているのかわからない。⑤ それゆえこの語がはっきりと土地との関わりの中で用いられている文書は八枚——うち七枚が耕地 (sd) を一枚がブドウ園 (krm) を形容——とごらんになる。もっとも sd.uddy や krm.uddy とごらんになる。直接 uddy が

有形容詞をトマクと語を知れたものにはカールの \*ubadiju に対応すると思われる (I. M. Diakonoff, "Some Remarks on I 568," *Archiv Orientalni*, 47, 1979, pp. 40-41)。カールの uddy をトマクと語の upati (H. Kronsasser, *Egyptologie der heilischen Sprache I*, Wiesbaden, 1963) によれば up-/uppa- (授けられた) 十(十) から来たのか、フルリ語の ubadi 起源かどうかは分からない。またペラーマンの I 568 解釈には納得できない点もあるが、本稿では語源の問題には立入らなう。

⑥ M. Heltzer, *The Rural Community in Ancient Ugarit*, Wiesbaden, 1976, pp. 67-69.

⑦ J. Aistleitner, *WUS*, p. 3. "Dauerpacht" などは "Dauerpächter" と訳す。

⑧ 他は G. Rinaldi の "Osservazioni sugli elenchi ugaritici sd uddy, uddy," *Melanges E. Tisserant*, I, Vaticano, 1964, pp. 345-49 を参照して uddy を "occupied" または "delivered into disposal" と解釈しようとするが、クルネルが上述の箇所で紹介しているが、筆者はこの論文を入手できなかった。



sd や krm にかかると表現は PRU, II, 104 など四枚に見られるだけで、残り四枚では職名または村名が ubdy を限定している。しかしこれら四枚の場合も sd が列挙されており、ubdy がある種の土地をさし示すために用いられたことは疑いない。この八枚の文書の大略を示したものが表 1 である。

欠損のために内容のよく把握できない PRU, V, 31 と CTA, 83 を除いて、これらの ubdy 文書に共通していることは各 sd (耕地) または krm (トド、園) が第三者の手に渡されているという点である。CTA, 83 もその可能性を十分持っている。時折 PN<sub>1</sub> が記入されていないか、受取る側が村だったりするが、いずれにしてもある個人に属す土地が第三者の手に渡されていることは疑いなく。

この場合 PN<sub>2</sub> の前に置かれる語が bd (の手) か 1 (く) かの違いは全く関係なく、このことば CTA, 82 と KTU, 4, 7 を比較対照すれば一目瞭然と見える。KTU, 4, 7 の trm の ubdy リストは CTA, 82 の裏面一六行目からの trm の五件の ubdy のうちの四件と重なるが、もしくは非常に関連性が強いが、KTU, 4, 7 の 1 は枚 CTA, 82 では bd が用いられる。

CTA, 82

KTU, 4, 7

- |                                    |                           |
|------------------------------------|---------------------------|
| r. 17) [sd.]bn.fqdy.bd.gmrđ        | 10) sd.bn.fqby.l.gmrđ     |
| r. 18) [sd.]bn.synn.bd.gmrđ        | 15) sd.bn.synn.l.gmrđ     |
| r. 19) [sd.]abyy.bd.lbrmđ          | 12) sd.bn.abyy.l.lwrmđ    |
| r. 20) [sd.]bn.gfrn.bd.bnš.a.g'lyz | 5) sd.bn.gfrn.l.lwrđr.yšh |

ubdy 文書は見出しに続けて sd,PN<sub>1</sub>.bd/1,PN<sub>2</sub> (某の耕地を某く) を列挙する形式で書かれたのである。こうして、まず ubdy 地が第三者の手に渡される土地を指すことを確認することができた。ただし第三者の手に渡された土地が全て ubdy と呼ばれたのではない。そうした土地リストが ubdy 文書以外にも見つかっているからである。<sup>⑧</sup>

ここで問題になるのは *ubdy* 地が王からの付与地であったかどうかである。確かに王から付与された土地をその中に確認することはできる。筆者が王からの付与地と判断した根拠は、いくつかの *ubdy* 文書で職種ごとのグループ分けがなされている事実である。理念的にはウガリト王国の土地は全て王のものであったとしても、実際には *Ugaritic*, V, 160 に見るように「彼らの土地」と「銀で入手した土地」、「王が与えた土地」の区別が存在していた。一方土地付与文書によれば、王からの土地付与に特定の職務の賦課 (*ḫiḫ*) が付随していた例が多い。PRU, VI, 30 を見ると王から家・耕地を付与された *Abutannu* が「商人職の賦課を納める限り」これらを没収されないと保証されている。それゆえ王からの付与地であれば職種ごとの分類はむしろ当然である。逆に「銀で入手した土地」が職種ごとにリストされるとは考えにくい。最初の「彼らの土地」をどう定義するかは非常に難しい問題であるが、もし王の支配を受けない私有地であったとすれば、職種ごとの分類はやはり不自然である。CTA, 82 や KTU, 4, 7, KTU, 4, 692 に職種ごとに列挙された *ubdy* は王からの付与地だったと考えるべきであろう。しかしこのことも三枚の文書にあてはまるだけで、実際には職種別に分類されていない *ubdy* 文書の方が多い。*ubdy* 文書以外の土地リスト中に職業に言及したものが一枚もないという事実を指摘することもできるが、全 *ubdy* 地を王からの付与地と結論する根拠にはなりえない。結局、王からの付与地も含まれていないと言っただけに留めるしかない。

J・グレイや C・H・ゴードン、A・F・レイニールは *ubdy* が王から付与された封土そのものを指すと考えたが、むしろ第三者の手に渡されるという点に注目すべきではないだろうか。確かに *ubdy* の中に王からの付与地を認めることはできるが、全てとは断言できないし、王からの付与地のことを *ubdy* と呼んだという証拠もないのだから。それよりもどういう形でこれらの土地が第三者に渡されたかを問う方が、*ubdy* の理解の早道であろう。

さて *sd.PN, bd/PN* の列挙という事実について研究者の多くは何も述べていない。ただ一人 M・ヘルツェルが王からの付与地の没収―再分配リストであるとの見解を提出しているだけである。しかし、はたして *ubdy* 文書を没収―再分



ibid. p. 224.

⑤ ubdy 文書以外に šd.pN, bd.l.pN<sub>2</sub> を列挙した文書は PRU, V, 28 と PRU, V, 30, PRU, V, 89 の三枚であり、それら PRU, II, 102 の一七行目から二〇行目を加えたものがきいたよう。また

PRU, V, 90 には šd.bd.pN が列挙されている。PRU, V, 30 と PRU, V, 90 の場合は欠損の状態からみて、*ubdy* の語が書かれたたがった可能性が残されているが、PRU, V, 89 と PRU, II, 102 には、*ubdy* の可能性は高。

## 二 没収—再分配

初めにヘルツェルの見解を簡単に紹介しておく。彼によればウガリットの土地は村落共同体の土地 (community-land) と王の土地 (royal land) に分けられ、後者はやがに王領地 (royal estate) である *gt* と *bns'mlk* ①の一部に奉仕の見返りとして分配される条件付保有地である *ubdy* とに分けられると云う。そして Art 村の *ubdy* リストである PRU, V, 29 をとりあげ、これは王宮の職務に奉仕する人々の王の領地 (royal landfund) の再分配を扱ったものであるとみなし、これらの土地はある特定の人々から没収されたものであると述べている。②

さて再分配説に対する疑問点は五つあるが、その第一は、職種別に *ubdy* 地を列挙した文書の中で見出しとは異なる職種の者に土地が渡されていることである。CTA, 82 には、

- |                          |                 |
|--------------------------|-----------------|
| 1) ubdy.mdm              | (「友人」の ubdy)    |
| ...                      |                 |
| 3) šd.bd.yšn.mš          | (……大工の Yšn に)   |
| ...                      |                 |
| 30) [ubdy.]šrm           | (「教師」の ubdy)    |
| ...                      |                 |
| r. 4) [šd.bd.]kby.psl—6. | (……彫刻師 kby に—6) |
| ...                      |                 |
| r. 25) [ubdy] mšm        | (屠殺人の ubdy)     |

r. 26) [šd.b]n[ul] ]py.bd.šn.hrs.1 (……大工の šn に 1)

とあり、また term の ubdy リストの KTU, 4, 7 に

5) šd.bn.gn.livrdr.yšh (……Ysh の Ivrdr に)

と記されている。<sup>④</sup>もしこれらの耕地が md (「友人」) や 'sr (「教師」) たちから没収されて、hrs (大工) や psi (彫刻師) から再付与されていたのだとすれば、ubdy.hrsn や ubdy.pslm という二項に載せられるべきであろう。以前の被付与者の職種ごとに分類しても何の意味もなさ<sup>⑤</sup>。

これに対し、ある特定の地区はある特定の職種の者に付与される規定があったが、一時的に他の職種の者に付与されたという解釈も成立つかもしいない<sup>⑥</sup>。しかしウガリト文書中にそうした実例はない。逆に PRU, III, 16, 142 と PRU, III, 15, Y の二枚に記されている Tuppyanu なる者の例を見ると、この解釈の可能性はほとんどなくなる。PRU, III, 16, 142 によれば Arhahu 王が彼に Bin-hattiyama の家・耕地を付与し、皮鞣職の職務を果たすよう命じたが、一方 PRU, III, 15, Y によれば、次の Niqmepe 王が同じ家・耕地を再度彼に付与しながら、皮鞣職をはずし ZAG. Lu<sup>h</sup> 職に任じている。少くともこの Tuppyanu に付与された土地は特定の職種と結びつけられていたのではない。

第二の疑問点は PRU, V, 29 に関するものである。これは Art 村の ubdy リストで、計二十人の耕地をそれぞれ第三者に渡したことを記録しているが、受取った側は二〇件中七件(もしくは八件)<sup>⑦</sup>まで村(qn)である。没収→再分配をとるなら、以前に王が付与した土地が被付与者から取上げられ、村に再分配されたことになるが、しかしそれは一体どういうことだろうか。少なくとも現在残されている王からの土地付与文書中にそうした例は見当たらない。そこでヘルツェルは、「土地は依然として王のものであって再分配のために役立てられる」が、「村落共同体の当局がこれを管理するとみなすことがより現実的であろう。」と考え、さらに「これらの耕地からの収穫を国庫に納入しなければならなかった可能性もある。」と述べている。<sup>⑧</sup>つまり土地は村に再分配されたのではなく、一時的に預けられたわけで、村には耕作が

任されただけという解釈だと受取れる。ヘルツェルは将来これらの土地が再分配されることを予想して再分配リストと結論したようだが、いつ行われるか分らない再分配を問題にするよりも、現在これらの土地が村の耕作に任されているだろうとの判断を煮つめていく方が現実的ではないだろうか。他の *ubdy* 文書に「村へ」という表現が一度も見られないことも後者を支持している。ともかくヘルツェルは個人に割当てられた土地は再分配されたものだが、村へと指定された土地は再分配されたのではないと考えている。だがこのように半数近くを特別扱いしなければならぬ解釈に説得力があるだろうか。むしろ彼が補足のつもりで想定した状況、すなわち村への耕作の委託と理解するべきであろう。

第三の疑問は *CT4*, 82, r. 19) と *KTU*, 4, 7, 12) の比較対照から生じてくる。八一ページの表に示したように *CTA*, 82) は *Abyy* の耕地が *KTU*, 4, 7) は *Bnaby* の耕地が *Ib/wrmd* に渡されている。二枚の文書の間にごくほんどの時間の隔たりがあるかは分らないが、表から両者の内容の一致は明らかであり、*trm* の *ubdy* は *Abyy* の耕地と同じく *trm* の *ubdy* は *Bnaby* の耕地は同じ *trm* の *Bnaby* の耕地に違いない。では、もし *Abyy* の土地が没収をれて *Ib/wrmd* に再分配されていたなら、どうしてその子の *Bnaby* から再度没収できるのだろうか。

第四は土地付与文書に頻出する家や (*bi*) *dintu* (*(b)*) *AN. ZA. KĀR* 倉庫<sup>⑩</sup>) が *ubdy* 文書には一度も現れないことである。もし *ubdy* が新しい被付与者への再分配を指すのであれば、当然文書中に家 (*bi*) や (*bi*) *dintu* にあたる *gt* が記載されると予想される。ウガリト語で書かれた土地付与文書は一枚しか発見されていないが、それでも *gt* (*PRU*, II, 8, 7)) や家 (*bi*) (*PRU*, II, 9, 5)) はすぐ見つかる。もちろん王からの土地付与に家や (*bi*) *dintu* が含まれない場合も多い。しかし *ubdy* 文書中にこれらが一度も現れないとすれば再分配とはみなせないだろう。

最後に *PRU*, II, 104) に対するヘルツェルの解釈が問題となる。この文書は *Isim* 村にある *skn* 職の手に任せられた一七人の *ubdy* 地のリストで、うち二二人の耕地が *pin* 農場 (*gt. pin*) に、残り五人の耕地が *Mzin* 農場 (*gt. mzin*) に配属されていた。後で詳しく述べるが、これらの *gt* は王の農場であって、一七件の *ubdy* 地は *skn* 職の手を介して



では大抵の場合オリーフやナドウの木々と一緒に付与・売買されてお  
り、「耕地の真ん中の dimiti」(PRU, III, 16, 160) という表現があ  
って、農業に關係のある何かの施設のようと思われる。しかし「地区」  
の意味を持つ用例も PRU, III, 16, 239 に見られる。Ugaritica  
V, 95: 96 は王の農場と考えられる *bitdimtu* がごくつか列挙され  
てゐる。そのついで *bitdimtu* に対応するマカリト語が *bt* だが、*bt* に  
ごくついで後で触れる。

⑩ *bt* のほかに彼は "Royal Dependents (*bnš mlk*) . . ." pp. 43-44  
では、付与地の保有者が生産物の一部を納入するが賦役を果たす入る

### 三 耕 作 委 託

では再分配でないとするれば *ubdy* はどのような形で第三者の手に渡されたのであろうか。まず、売却や相続などによ  
つてもこの保有者がその土地に対する権利を全く失ってしまうのか否かを考えなければならぬ。だが既に見たように  
CTA, 82 や Ibrmd に渡された Abyy の土地が KTV, 4, 7 では Abyy の子 Bn.aby の土地として Iwmd に渡  
された。sd.PN<sub>1</sub>.bd/1.PN<sub>2</sub> の PN<sub>1</sub> は依然として土地の保有権を保持してゐたのである。だからこそ、上述したよう  
に CTA, 82 や KTV, 4, 7 などの職種別 *ubdy* リストでは本来の保有者の職種によってグループ分けされてゐたのであ  
る。PRU, V, 29 の村や相続人 (*šr*) へ渡された事例を見れば、売却や相続の可能性がないことは一層明白となる。つま  
り sd.PN<sub>1</sub>.bd/1.PN<sub>2</sub> の PN<sub>1</sub> は保有権を保持したままに PN<sub>2</sub> に耕地を渡したのである。とすれば *ubdy* を耕作権の譲渡  
と考える以外にはないのではないだろうか。⑪

ところでウガリト文書中には耕作の委託に直接触れたものはないが、PRU, V, 29 の「村へ」という表現は村人に耕作  
を委ねたヒッタイト法典の第一書板第四〇条を思い出させる。この条文の解釈についてはまだ一致した見解が得られてい

場所が *bt* へ PRU, II, 104 はそのリストであると述べているが、  
最近の "Royal Economy in Ancient Ugarit", pp. 469-470 へは、  
条件付保有地のうち *bt* に所属させられたものリストだと述べて  
いるのである。同じことを言い換えただけなのか、見解を改めたのか  
筆者にはよく分らない。「所属させる」とか「結ぶつける」という表  
現からは、どうも土地の管理そのものが *bt* に属したような印象を受  
けるが。なお CTA, 82, r. 13) の "frank" に入れられた三耕地に  
ごくついで後で触れる論文へ PRU, II, 104 と同じ扱ひをしてゐる。

ないが、村に耕作を任せただけは殆んど研究者が認めている。そこでヒッタイト法典にしばらく目を移し、ヒッタイト帝国では王からの付与地の耕作が村を含む第三者に委ねられる場合があったことを示したい。

第四〇条には「もし *gis'tukku* 人がいなくなり、*IL. KI* 人が添えられて、*IL. KI* 人が『これは私の *gis'tukku* 人で私の *sahhan* である』と言ひ、自分に *gis'tukku* 人の耕地を封印するならば、*gis'tukku* を持ち *sahhan* を果たす。もし *gis'tukku* を拒むならば『*gis'tukku* 人の耕地は滅びた』と人々が言ひ、村の人々が耕す。もし王が捕虜を与えるならば、人々は彼に耕地を与え、彼は *gis'tukku* 人となる。」とある。

*gis'tukku* 人については「兵士」とみなす解釈もあるが、*F. ツンマー* や *J. フリードリヒ*、*A. ゲッツェ* らは「職人・工人」とみなし、さらに *ツンマー* と *フリードリヒ* は古代ギリシアのデーミウルゴイのようにもっと広く「市民階級」を示すと考えている。いずれにせよ、彼がいなくなり、彼に添えられていた *IL. KI* 人も *gis'tukku* (恐らく *gis'tukku* 人の義務) を拒めば村人がその耕地を耕すと明記されている以上、彼がこの土地を耕していたことは間違いない。しかも王が捕虜を送って来ればその捕虜にこの耕地を渡すのであるから、この土地が王からの付与地であったことも間違いない。そのことは次の第四一條の「もし *IL. KI* 人がいなくなり……ならば *IL. KI* 人の耕地は王宮で取り……。」からも確認される。土地は王から付与されたものであり、被付与者は *IL. KI* 人であつて *gis'tukku* 人ではなかつたのである。改正四七条 *b* とされる XXXVII 条を見るとこの確信は一層強められる。すなわち「もし誰かが *gis'tukku* 人の耕地を全部買い、耕地の持主が滅びれば、彼に対して王が定める *sahhan* を果たす。その国であれ他の国であれ耕地の持主が生きているか、耕地の持主の家が存在するならば *sahhan* を果たさなむ。」と定められていた。結局 *gis'tukku* 人の耕地を買うということはその耕作権を買うに過ぎない。「耕地の持主」は別に存在するのであるから。そしてこの「耕地の持主」こそが *IL. KI* 人であつて、王から土地付与を受けた者として生きている限り、もしくは彼の家が存続する限り、*sahhan* とさう義務を果たさねばならぬのである。*sahhan* を負つのは「耕地の持主」= 被付与者 = *IL. KI* 人

であつて、GIS'TUKUL 人や彼から耕作権を買つた者ではない。ただ第四一条に「もし IL KI 人がいなくなり、IL KI 人として添えられたら GIS'TUKUL が『これは私の GIS'TUKUL-ii とあり私の Sahban とある』と言ふ、自分 IL KI 人の耕地を封印するならば GIS'TUKUL を持ち Sahban も果たす。もし Sahban を拒むならば IL KI 人の耕地は王宮で取り Sahban は滅ぶる。」とあるように、IL KI 人がいなくなった時だけ、GIS'TUKUL 人が当該の土地の保有者となる道が開かれていたようである。以上のことから、王が IL KI 人に付与した土地は GIS'TUKUL に耕作が任される場合があること、GIS'TUKUL 人が欠けて次に誰かが任じられるまでの間は村が預つて耕作するという規定があつたことが明らかになつた。

これらのヒッタイト法典の規定とウガリト文書中の uddy の取扱ひ、特に法典第四〇条の村人への耕作委託と PRU, V, 29 の「村へ」とを対比した時、両者の間に平行関係があることは疑いない。uddy 地と IL KI 人に属しながら GIS'TUKUL 人によつて耕される耕地とはほぼ同じ性格のものともみなせる。ウガリト王国はヒッタイト帝国に臣属してゐたのであるから、農業経営においてもかなり似通つた状況があるのも当然であろう。ヒッタイト法典に示されるような、耕作の委託という形で村や個人に任される土地が存在していた可能性は十分にある。とすれば、sd.PN. bd/1.PN. という形で村や個人に渡されている uddy 地は、耕作の委託のために渡されたのだと理解することができる。

ただ第三者に耕作を任せると言つてもいろいろの場合が考えられる。この第三者はアイストライトナーが考えたような借地人かもしれないし、または管理人かもしれない。あるいはヌジの tudannutu 文書に現れるような、貸金を無利子とするかわりに抵当の土地を期間中使用する債権者という可能性も浮かんでくる。<sup>⑧</sup> 具体的な条件に触れた資料が残されていない現状では、uddy に一応の定義を与えるにしてもある程度の幅を持たせるべきであろう。耕作委託という表現を用いるのが最も適切だと考えている。

断片的な資料をつなぎあわせてきた結果、uddy 地は耕作委託に出された土地を指すという結論に達した。

- ① まず相続人が被相続人の財産を購入するということとは考えにくく、父から子への財産分与を記したアッカド語の証書が数枚発見されているが、代価の支払に触れたものは一枚もない。逆に相続人となつた村へ渡された土地はどう理解すべきだろうか。しかも「PN」の相続人の耕地 PN<sub>2</sub>」(KTU, 4, 7, 13)と書かれた事例もある。相続と考えることも適当ではなからう。
- ② この点に関して、少し *Ugaritica*, V, 4 に触れておきたい。残念ながら前半は欠けてゐるが、Rasapabuなる者が何らかの形で土地を入手したらしい。そしてもし誰かがこの土地を奪えば彼は Rasapabu に罰金を払ふ。Rasapabu は「耕地の」持主の Ahaltenu に戻る (i-ta-ur-ra)』とある。戻るとはモーゲイロルの註にあるように訴えることを意味するが、「耕地の持主に戻る」という表現は他の土地売買文書にはない。もしモーゲイロルの補綴が正しければ、この「耕地の持主」は本来の保有者で、Rasapabu は土地の用益権を入手した者かもしれない。モーゲイロルの Rasapabu がこの土地を活用 (耕作または建築) しようとしたと考へるべき (Ugaritica, V, p. 8)。
- ③ ヒッタイト法典では土地に関して sahan u luzzi の二種類の義務が規定されてゐた。これらの解釈はいろいろあるが、丸田正数「ヒッタイト王国史序説」に於て土地所有を中心として、『キリヤンタ』XY, No. 1, 1972, pp. 47-73 を参照せよ。特に四九頁から五八頁は「sahan u luzzi」の問題について詳しく検討せよ。
- ④ J. Friedrich, *Die hethitischen Gesetze*, Leiden, 1971, p. 29; A. Goetze, "The Hittite Laws", ANET, 1969, p. 190; E. Neufeld, *The Hittite Laws*, London, 1961, p. 126. また古くは K. Fabricius, "The Hittite System of Land Tenure in the Second Millennium B. C. (sahan and luzzi)", *Acta Orientalia*, 7, 1922, p. 277. 全て村人が耕すを訳している。ただ丸田氏だけは「それぞ (sahan) 邑にある人々がおこなつてくれる」と訳されている (ibid., p. 51)。
- ⑤ E. Neufeld, *ibid.*, pp. 12-13.
- ⑥ F. Sommer und A. Falkenstein, *Die hethitisch-akkadische Bilingue des Fathisih I (Labarna II)*, München, 1938, Neudruck, 1974, pp. 119-134. 軍事的要素とは結びつかず、むしろ手工業・手工業者と結びつてゐることを証明した。またある条約の中でヒッタイト gisKU (= gisTUUKUL) 人が他国の自由人と対応せられてゐるから、彼らが自由であつたことを特に指摘してゐる。
- ⑦ F. Sommer はこれを受入れて gisTUUKUL 人を 'Kleinbürger' II. KI 人や 'Lehensmann' と訳す。ヤマンは gisTUUKUL 人や 'craftsman' II. KI 人や 'soman' と訳す。しかしハイムホルトはこれを 'liegeman' 'soldier' と訳す。
- ⑧ B. E. ントイターによれば tidennutu 取引の性格はまだ明確には定かんならぬ (*Indenture at Nuzi: The Personal Tidennutu Contract and its Mesopotamian Analogues*, New Haven and London, 1973, p. 9) しかし、土地の用益権が債権者への利子の代償であることは、B. E. ントイター ("New Kirkuk Documents Relating to Security Transactions", *JOS*, 52, 1932, pp. 355-356) の見解が、多くの研究者に支持せられてゐる。cf. C. Zaacagnini, "The Price of the Fields at Nuzi", *JESHO*, 22, 1979, p. 8.
- ⑨ このウガリトの ubdy 文書では相続人に渡されてゐたり、かなり地位の高き ndm (友人) の土地が加工に渡されてゐたりしてゐることは、その可能性はあまりなからぬ。

#### 四 uddy の行われた理由

uddy とは何かという最初の問いには一応の解答が得られたが、uddy の具体的な復元にはほど遠い。収穫物の分配等の諸条件については解明の糸口さえ掴めない。ただ期間については、Abyy の uddy が Bn.aby に相続された後と同じ Ib/wrind に委託されていた事例が長期にわたる委託の存在を示唆しているようだが、他の場合にもあてはまるかどうかとなると何も言えない。一方僅かでも輪郭の掴めるものもある。なぜ uddy が行われたのか、また uddy を引受けた側にはどのような人々がいたか、以下、この問題を考察することにしよう。

まず uddy が行われた理由を考えてみよう。最初に考えられる理由は土地保有者が軍務や王宮での勤務等で忙しく、農業経営にたずさわる時間がなかったことであろう。<sup>①</sup>しかしこのことを証明してくれる材料はない。他方土地付与文書によれば一人の人間が各地に点在する不動産を付与される場合が時々ある。例えば PRU, III, 16, 138 を見ると Ilitesub なる者が、

村 (URUKY) の畑にある果園

Rahbanu 畑にある新地や bidintu フドウ畑他

Hulda 村にある新地

Uiii 村の家や新地、オウツ樹、果園園地

その他所在地の記されていない多数の不動産を付与されている。保有地が各地に散らばっていたり、現住地から遠く隔たっていたりすれば、当然自分自身で経営できない場合も生じてこよう。

PRU, V, 29 は Ait 村の uddy リストであったが、実は耕地の保有者で名前の判読できる者一五人のうち三人もしくは四人はこの村の村人ではなかった。このことは PRU, II, 80、PRU, V, 44、そして CTA, 81 の三枚の文書から明ら

かである。それぞれ八名、一一名、一〇(十)名の人物の所属する村、家族構成<sup>②</sup>、保有する家畜の頭数をリストしているが、そのうち名前の判読できるものはそれぞれ五名、一〇名、九名で、その中に PRU, V, 29 と共通する人名が四つある。

PRU, V, 29	PRU, II, 80	PRU, V, 40	CTA, 81
3) šwn	12) swn,qrtly	6) swn,qrtly	8) swn,qrtly
7) amndr	15) amndr,ykn'my		
8) agyn			21) agyn [ ]
10) pln	9) pln. [ ]	8) pln,tmry	

Agyn については村名の部分が欠けているが、S/Swn は Qrt 村、Amndr は Ykn'm 村、Pln は Tmry 村の村人であり、Agyn も恐らく Art 村の村人ではないだろう<sup>③</sup>。もっとも qrtly や ykn'my とした関係形容詞だけから、彼らが当該の村に住んでいたと結論するのは早過ぎるかもしれない。事実 S/Swn については PRU, V, 119 の右縁に Swn,qrtly /b. slmy (Qrt 人の Swn Slmy じ) とあり、Qrt 村ではなく Slmy 村にいたことが分っている。しかしこのことは逆に別の村に滞在する時にはその旨が特記されるのに対し、何の特記もない場合は関係形容詞で示される村に住んでいるとみなすべきことを示唆している。S/Swn たずが Art 村に保有する土地を第三者に委ねたのは、彼らが Art 村にあまり来ることがないからだと考えるのが最も自然であろう。

しかも彼らは小規模ながら自ら農業経営を行っていた。S/Swn は PRU, II, 80 によれば牛二頭と羊三〇頭を、PRU, V, 44 によれば牛一頭と羊四頭を保有し、Amndr は牛一頭と羊九頭を保有している。牧羊だけで生計を立てるにしては羊の頭数が少なすぎる。牛は彼らの所有物ではないかもしれないが、しかしたとえ預っていたのだとしても農業にたずさわらない者が牛を飼うだろうか。羊の放牧は少年に任せ、彼らは農業経営をしていたに違いない。にもかかわらず彼らが Art 村に保有する耕地を uddy に出していたとすれば、彼らの農業経営の場所は Art 村ではない。つまり、保有地

が各地に散らばっていたり、現在地から遠く離れていたたりして自ら経営できない時に、その土地を *ubdy* としたのである。*ubdy* が行われるには様々な理由が存在したであろうが、保有者の不在をその第一に挙げる事ができた。

- ① TCL, 7, 51 によれば、フビロン第一王朝の時代にも職務のために割当地に赴くことができない者がいたことが分る。Abu-wagar はヨルサでニブルの耕地を受取ることになって、だが職務があつてヨルサに行けず、割当が執行されずにいた。そこでこの手紙はヨルサの長官に對し、彼を行かせるからすぐ交付するように、そして彼は「必要とされる人物」だから引留めてはならないと命じている。
- ② とはいへ妻と息子、時に娘と婿、嫁が記載されているだけで、ヘルツェルは成人のみのリストであると言ひ、徴税もしくは賦役の徴発のために作成されたと考えてゐる (*The Rural Community* ... p. 85)。
- ③ CTA, 51 は KTU, 4, 80 による記録であるが、それによる *agyn* の後に *t* の字が読めること。

## 五 *ubdy* の引受人 (1)

ではこうした *ubdy* はどのような人々に委ねられていたのだろうか。残念ながらこの間に對しても発掘された文書は十分な解答を与えてくれない。*ubdy* 地の保有者に関しては職種ごとのリストによつて *myrn* (戦車乗戦士) を頂点とする王宮の職員が多く含まれていたことが判明しているが、引受けた側については職名が記されることさえ稀で、大抵は人名しか分らない。つまり、殆んど何も情報がないわけだが、時々特徴的な事例にぶつかると。第一は PRU, V, 29 に現れる *my* (相続人) であり、第二は PRU, II, 104 と CTA, 82 に現れる王の農場 (*st*) や PRU, II, 81 の王妃の農場。そして第三が PRU, V, 29 の村である。村への委託については既に述べたので、ここでは残りの二つについて検討する。相続人に *ubdy* が渡される例は PRU, V, 29 だけに見出される。Art 村の二〇件の *ubdy* のうち一〇件が保有者の相続人に渡されていた。ただしここに登場する一〇組の中で親子関係が確認できるものは一組もない。といつて *my* は単に *ubdy* 地の引受人を意味する語ではなう。CTA, 82 の *myrn* の *ubdy* の項に

11) [§]d.bn.iltmr.bd.tbbr

12) [w] šd nhlh ba.ttmd

とあり、Ba.ittmr の nhl の耕地が Ttmd の手に渡されてゐる。⑧ では誰が nhl (相続人) と呼ばれたのであろうか。大工や歌手などの職種ごとに人名を列挙した CT4, 85 の裏面右欄の fmm の部分と、これを重複する人名リスト PRU, VI, 82 とを比較すると、u'w'w'w'の相続人は被相続人の兄弟らしい。

CT4, 85: II

PRU, VI, 82

- |               |                               |
|---------------|-------------------------------|
| 19) ymn.bn'n  | 13) 'ia-ri-na-anu MIN MIN     |
| 20) krwn.nhlh | 12) 'kér-w[a](?)-nu MIN MIN   |
| 21) ttn.nhlh  | 11) 'ša(?)-t[e](?)-nu MIN MIN |
|               | 10) 'ia-[b]-na-du mār anīa ⑨  |

明らかで PRU, VI, 82 の Yarinanur' Kurwanur' Šacenu の三人は Yabnadu と同じ Anu の子で兄弟である。一方 CT4, 85 では Krwn と Ttn は Ymn の nhl とやれづる。少なくとも同じの nhl は兄弟であった。nhl がいつも兄弟を指したとは断言できないが、兄弟が nhl となりえたことは疑いない。ウガリトでは兄弟による分割相続が行われていたが平等に分割されていたわけではない。⑩ 兄弟の誰かが軍務等に赴く際は他の兄弟に土地を任せるのが便利であろう。第三者に耕作を任せなければならなかったとしても、身内の者に委託するほうがより安心できる。⑪

次は王の農場 (šd) に ubdy が委ねられる場合を検討するが、その前に šd とは何かを確めておく必要がある。ゴードンやアイストライトナーの辞典ではブドウ庄搾所という訳が与えられており、確かに šd とはブドウ酒リストも発見されていて、こうした施設を有していたことはほぼ間違いない。だが、一方 šd は多くの人員や家畜、農具などを備え、食糧支給も行っていた。そこでヘルツェルは前にも触れたように、農業・牧畜を経営し物資の集配にあたる王の農場、王の経済センターとみなしたのである。⑫ こうした王の農場はアッカド語文書の中にも (šūdimtu) として確認できる。⑬ 他方土地



M・エリスによれば古バビロニア時代にも王からの付与地が王宮の職員によって耕作されることがあったという。王からの付与地 (*lmu* 地) の中で被付与者が自ら耕作しないものは賃借契約によって耕作者 (*erēsu*) に委ねられるが、これを実際に耕作したのが *issaku* と呼ばれる国家の職員で、収穫の  $\frac{1}{3}$  は王宮に納入され残りが被付与者に『俸給』として渡されるといふ<sup>⑧</sup>。ウガリトの場合、収穫の行くえについては一切分らないが、王の農場に耕作をさせた点は非常に似通っているように思われる。もっとも王の農場に委ねられる例はむしろ稀で、CTA, 82 につづいていふは総計五六の ubdy のうち僅か三件に過ぎなかったが。

その他、王妃に委ねられた ubdy もあった。PRU, II, 81 に

9) *tlkrm.ubdym.lmlkt.b.nmky* 「nmky 村での三つ ubdy のアブウ國を王妃に」

とある。殆んどの場合 *st* は王の農場とみなせるが、一枚だけ王妃の *st* と言及した文書がある。PRU, II, 96 の「Rbhn にある王妃の *st* で二五〇のオリブ」と記されている。一方 *Ugaritica*, V, 159:160:161 の三枚にみられる王妃 *Sarelli* は王の介入なしに土地を購入しており、その際王妃の館の執事も証人の一人として署名している。王妃も自分自身の農場を有し職員を組織して農業経営に乗出していたのである。

① 八四―八五頁に示した四件と第二章の註④の一件のみ。と *nmky* は歌

手や *ysb* は ubdy 保有者としてもその引受人としても登場する。どちらになるかは職種が左右されたのとはなっていない。

② 冒頭の欠損のため ubdy 文書が否か判断できなから土地リスト PRU, V, 90 の一七行目には *šd.bdr.km [m]* (耕地を祭司たちの集合の手) とどう記事がある。神殿組織への委託を示唆しているが、ubdy とは直接関係なから *nmky* とは *nmky* とは *nmky* である。

③ 同様の事例は他に *šd.nhlh.ttry.lc* ]  
KTU, 4, 7, 13) *šd.nhlh.ttry.lc* ]

(Bn.ttry の相続人の耕地 ( ] ) )

KTU, 4, 692, 6) *w.šd.nhlh.lgmr*

(そして彼の相続人の耕地 Gmr) ]

④ 人名などを列挙しているが CTA, 85: II との一致から考えると *šnm/amiša-na-nu-ma* (兵士の一種) のリストである。

- 11) *šnm*
- 12) *[ars]wn.bn.qqln*
- 13) *m[fn]bn.qqln*
- 5) *lar-si-wa-na MIN MIN*
- 3) *lmu-ni-nu MIN MIN*

14) 'bdit:bn:qdn 2) 'abdi-ii-ti mār qi-qi-la-na

15) hiy:bn:qdn 4) 'ha-e-ya MIN MIN

16) mna:bn:sur 6) 'bin-si-na-[ra]

⑨ I・K・ターロンの DUMU AN-ni se mar ilu-ni と読んだが、bn. 'n の交代が明白で、mār anial と讀むべきであらう。その前語は、PRU, VI, 82, 2) の 'abdi-ii-ti を被り 'abdi-an-ti と讀むべき。

⑩ PRU, III, 15, 120 を與る。Abimilku は、若者としての財産を手を決定したが、その Subannu は一部を取らず、残りを他の二人に与へた。ロッシリア法書に第一條の規定が、つづいて長子か他の兄弟の二倍取るという慣行がウカリヤでも行われていたか、どうかは分らないが、Subannu が優先権を与えられていたことは明らかである。I・M・N・L・N・N は、マラタヤ中期メッシリアと同様で長子の特権が存続して来たことを示す（"On the Preferential Status of the Eldest Son", BASOR, 156, 1956, pp. 38-40"）

⑪ ミニビは、養子契約文書 (tuppi martū) から知られる。土地の両手を売手の養子としてのウカと広く行われていた。cf. F. R. Steele, *Nazi Real Estate Transactions*, American Oriental Series, 25, 1943; C. Zaecagnini, op. cit., pp. 12-13.

⑫ しかじかガリアで、ウカの手授けがなされたことが証拠にならう。養子縁組の形を借りた不動産売買のしるしな印章を与える養子契約文書がある (PRU, III, 16, 200. ただし養子としての女性) が、海に養子としての側から領事官がされた例もある (PRU, VI, 37)°

⑬ PRU, II, 84.

⑭ PRU, V, 38 2) PRU, V, 48.  
⑮ PRU, II, 40 2) PRU, II, 98 2) busm (被る) bus'milk 王の人々) の支給。PRU, V, 40 2) 'bdm (奴隷) の支給。

⑩ M. Heltzer, "Royal Dependents (bus milk) and Units (gt) of the Royal Estate in Ugarit" pp. 32-47, idem, *The Rural Community in Ancient Ugarit*, p. 29. M・C・アスターの Ugarit の見解と同様で、M. C. Astour, "The Merchant Class of Ugarit", in *Gesellschaftsklassen im Alten Zweistromland und in den angrenzenden Gebieten-XVIII Rencontre assyriologique internationale*, München, 1972, p. 20)

⑪ 4) Ugaritica, V, 95 2) 回送場。  
13) 'ii-ia-nu i-na dinti gal-ni-um  
14) 12(7) napātum 11 alpām 3 imēnū i-na dinti 'iia-milku 'Iliyanu 2) Galnium 農場。一二頭、一三頭の牛、三頭の羊は Iumilku 農場。』  
一方 Ugaritica, V, 96 は、四頭の dintu と同じく何かをまた送る。つまり奴隷と送れた奴隷の数を挙げている。I・K・ターロンの dintu は「農場」と訳す。

⑫ 第二章註⑩参照。  
⑬ 個人名を呼ぶのは gt が、いくつかあるが、CTA, 91 の gt 名を見ると、  
CTA, 91  
1) 'bdl:gt:bn:tššn r. III, 21) bn:tššn  
11) b:gt:bn:tš r. III, 5) bn:tš  
12) 'i:dl:b:gt:psšn r. III, 42) psšn  
CTA, 91 ⑬ ⑬ ⑬ gt 2) Ubr'y 村の三人に所属して、たこの解衆を成立して。  
⑭ M・C・アスターは商人の二〇人組という組織を想定し、王の農場の生産物の売買はこの二〇人組もしくはそのサブグループに任せ

れたと考えられる。⑨の PRU, II, 61 もその例として挙げている (M. C. Astour, op. cit., pp. 11-26)。しかし、確かに一〇人組の組織を認めることができ、*bt* に商人を割当てた文書も発見されている (CTA, 91) が、両者をこのように結びつけることができるかどうかは疑問である。

- ⑨ Dim: PRU, II, 84 (トトウ酒ヤント) PRU, V, 38 (人負ヤ牛のトトウ) PRU, V, 48 (豊真トトウ) *st.m.tb*: PRU, II, 84  
⑩ PRU, II, 104 トトウの耕地を引受けたのは *skn* と呼ばれる者である

## 六 ubdy の引受人 (2)

ubdy を引受けた側としてまず相続人や王、王妃の農場、村のようにある程度その性格を把握できるものを拾い出したが、実際には引受人の名のみを記載した例の方が圧倒的に多い。彼らについては人名を手懸かりにその性格を追求するしかない。とはいえ、引受人の個人名を判読できる文書は CTA, 82 と KTU, 4, 7<sup>r</sup> KTU, 4, 692<sup>r</sup> PRU, V, 29 の四枚だけ、そのうち PRU, V, 29 の八人は全員相続人だから除くとすると、四〇余りの人名が拾い出せる。そのリストを作成してみたところ (表 2)、かなりの重複があることが判明した。

勿論同じ名前だからといって同一人物であると断定することはできない。しかし三文書に計一〇回登場する Gmrd を全て別々の人間と考えることも不自然である。CTA, 82, r. 18) の Gmrd と KTU, 4, 7, 15) の Gmrd は明らかに同一人物である。CTA, 82, r. 17) の Gmrd と KTU, 4, 7, 10) の Gmrd もそれだ。また連続した二行に登場する場合も別人とは考えにくい。とすると三枚の ubdy 文書に計一〇回現れる Gmrd はせいぜい四人に絞られる。⑪その四人の中にも同一人物がいるかもしれない。ウガリトでは Gmrd と同じ名はそれほど多く見られる名ではないからである。他には PRU, II, 116 と PRU, V, 30 ト一回だけ現れるたむべ、しかむの PRU, V, 30 49 ubdy 文書と同じ形式 (*sd.*

た。つまり *skn* が王にかわって二つの農場を経営していたのである。⑨で詳しく述べるゆとりはなしか、*skn* ヤントヤト語 *amli* *sa-ki-in-ni* とか *amli* SA.KIN. *amli* *ra-bi-su* (UDMASKIN) と書かれる官職にあたり、文書中にかなり頻繁に登場する。しかし、この PRU, II, 104 の *skn* と同じ名は、解釈すべきかまた結論が出せぬ。 *skn/amli* *sakinnu* と同じ名を改めて論じた。

⑪ M. de J. Ellis, op. cit., pp. 12-13, 73-77.

表 2

	CTA, 82	KTU, 4, 7	KTU, 4, 692
armwl		4) šd.utqn 14) šd.bn. t[ ]	
ib/wrmđ	10) [š]d.bn.trn r. 19) [šd.]abyy	12) šd.bn.abyy	
iwrḥṭ	13) [š]d. 25) [šd.bn ]ll		
brdd	31) [šd ]n	3) šd.bn.izmly	
gmrđ	14) [ṭ]n.šdm 23) [ṭn š]d.bn.ngzḥn 24) [šd. bn ]pll r. 17) [šd].bn.ṭqdy r. 18) [šd].bn.synn	10) šd.bn.ṭqby 15) šd.bn.synn 11) šd.bn.qldn	6) w.šd.nḥlh 7) šd.bn.kwn
yšn. ḥrš	3) šd. r. 26) [šd.b)n.uzr(?)y		
'bdym	18) [šd.]bn.nḥbl r. 15) [š]d.ilšy	7) šd.bn.ḥlbym	
'bdmlk	2) šd. 16) [š]d.bn.ṭbrn		
tt	19) [šd]bn.qṭḥ	16) šd.uln	
ṭṭmd	12) [w].šd.nḥlh 27) [šd.bn.]ṭtayy	20) šd.bn.išyy	
ṭṭb'l	r. 2) [šd. ] r. 24) [šd.bn. ] b/drt		

PN. 1. PN<sub>2</sub>)で第三者に渡された土地をリストしたものである。<sup>②</sup>つまり Gmrd は土地の委託の場面ではいつも引受人として登場する。全部がある一人の人物を指すという可能性も全くないとは言えないだろう。ともかく Gmrd なる者が複数の人間から uddy を任されていたことは疑いない。同様のことは CTA, 82, 3) と r. 26) に現れる Ysn についても言える。二度とも hrs (大工)と付記されているから、明らかに同一人物である。<sup>③</sup>そのほか Gmrd については同一人物から一度に二つの uddy を引受けたことも分っているし、<sup>④</sup>この二人が手広く uddy を引受けて経営していたことは明白である。先の引受人リストには同一文書に二度現れる人名が他にもいくつもあった。bdmklk や [ptb]i はしばしば見られる名で判断が難しいが、一方 [ptb]i の名は PRU, V, 30)にも記載されている。<sup>⑤</sup>また KTY, 4, 7)から読める引受人の名は僅か一四個であるが、その中に Armwl は二回登場する。Armwl や [ptb]i などは同一人物かもしれない。もしそうだとすれば複数の人間から uddy を任されていた者がかなりいたことになる。逆に同一人物の uddy を複数の人間に委ねることもあった。CTA, 82, 2)に

r. 9) [u]ddy.šrm

10) [š]d.bn.jrmln.bd.bn.knn

11) [š]d.bn.jrmln.jn.bd.bn.jdmm.š

とある。歌手 (sr) の Bn.jrmln の uddy のうち一つは Bn.tnn に、もう一つは Bn.jdmm に委託されていたのである。<sup>⑥</sup>

このように一人の uddy を二人で分担する者もいれば、一人で何人もの uddy を引受ける者もいた。その経営規模は様々であった。

では uddy を引受けたこれらの個人は一体どういった人々だったのだろうか。今度は判明している四〇余りの引受人の名が他のどのような文書に現れるかを調べてみた。その際同名異人の危険を少しでも避けるため、重複人名がいくつかま

とまわって記載されているものに限定した。するとキプロス (URU A-la-si-a) の人々の家族リストである CT4, 80 と Mīd 人の船のリスト CT4, 84<sup>1</sup>、そして衣服リストの PRU, II, 116 の三枚が浮かびあがってきた。

まず CT4, 80 は各家ごとに妻や子供達の数を列挙したもので一九の名が判読できるが、そのうち六名が Ebdy 引受人の名と重複する。<sup>⑧</sup>

CT4, 80	CT4, 82	KTU, 4, 7
12) b.bt.aupš	4) bd.aupš	
9) b.bt.arawl		4) l.arawl
		14) l.arawl
3) b.bt.nwrđ	17) bd.nwrđ	
23) b.bt.sqš[m]	28) bd.sqšlm	
26) b.bt.tt	19) bd.tt	
13) b.bt.řpřb <sup>1</sup>	r. 2) [ ]řpřb <sup>1</sup>	
	r. 24) bd.řpřb <sup>1</sup>	

キプロスの人々の中に Ebdy 地を委託されていた者がかなりいたと考えていいだろう。<sup>⑨</sup> 彼ら外国人も Ebdy 引受人となりえたのである。このことは PRU, IV, 17. 130 に言明された Dra の商人に対する不動産取得の禁止と対比した場合非常に興味深い。ヒッタイト大王ハットゥシリ三世はウガリト王 Niqmeša の要請に応じ、大王の商人である Dra の商人<sup>⑩</sup>が冬期にもウガリトに滞在したり、家や畑を購入したりすることを禁止した。Dra の商人でさえ禁じられていたとすれば、外国人にとって不動産取得は不可能ではないにしても非常に難しかったであろう。だが Ebdy の引受人となる道は塞がれていなかったのである。

次に挙げた *CT4, 84* は *anyt.mhnd* [ ] (*Mhnd* (人) の船)<sup>⑩</sup> という見出しを持ち、*br* と *ḥst* の二種類の船<sup>⑪</sup> についての所有者を列挙している。欠損がひどく、人名は五個が読めるにすぎないが、そのうちの三名が *CT4, 82* の *ubdy* 引受人と重なる。

<i>CT4, 84</i>	<i>CT4, 82</i>
2) <i>br.ḥpḥb'1</i>	r. 2) [ ] <i>ḥpḥb'1</i>
	r. 24) <i>bd.ḥpḥb'1</i>
4) <i>ḥkt.ydln</i>	9) <i>bd.ydln</i>
6) <i>br.'bdmlik</i>	2) <i>bd.'bdmlik</i>
	16) <i>bd.'bdmlik</i>

*Mhnd* は多くの外国人が居住するウガリト市の外港であり、その住人が船舶を所有することは十分予想できる。キプロス人も混っていたかもしれない。ただ残念ながら、船を有することと *ubdy* の委託を受けることの間に関連性があるのかについては現在のところ何も言えない。*ubdy* の性格を捉える上で重要な何かの示唆を含んでいるようであるが、その究明は今後に譲らざるをえない。

三番目の *PRU, II, 116* は衣服を扱ったリストである。表には人名と数量が列挙されているだけだが、裏に各種の衣服とその枚数が記されている。<sup>⑫</sup> として一五名中三名が *ubdy* 引受人の名と重なる。<sup>⑬</sup>

<i>PRU, II, 116</i>	<i>CT4, 82</i>	<i>KTU, 4, 7</i>	<i>KTU, 4, 692</i>
10) <i>gmrd</i>	14) <i>bd.gmrd</i>	10) <i>1.gmrd</i>	4) <i>1.gmrd</i>
	23) <i>bd.gmrd</i>	11) <i>1.gmrd</i>	7) <i>1.[gm]rd</i>
	24) <i>bd.gmrd</i>	15) <i>1.gmrd</i>	

r. 17) bd.gmrd

r. 18) bd.gmrd

11) sđqšim 28) bd.sđqšim

15) ubn 6) l.ubn.bn.'dn

重複する人名の数はこの場合もあまり多くなりが、ここにあと一枚注目される文書がある。ubdyの語はなすがなはら  
sd.PN, 1.PN<sub>2</sub>の形式で一五件を列挙したPRU, V, 89と、ここに記載されたのは引受人の名とPRU, II, 116' CTA, 82  
の人名との間に親子関係が認められるのである。彼らのつながりをたどっていくと次のようになる。

PRU, II, 116 CTA, 82 KTU, 4, 7 PRU, V, 89

7) 'mbu 8) bn.'mbi

9) y'drd 2) bn.y'drd

r. ed. 3) gl 9) bn.gl

10) gmrd 14) gmrd (passim) 10) gmrd (passim)

11) sđqšim 28) sđqšim

15) ubn 5) ršpab.ab.ubn 6) ubn.bn.'dn

r. 23) ahny 6) ahny

このPRU, II, 116とCTA, 82' KTU, 47は同一時期の資料であり、PRU, V, 89は少し後の時期の資料だと判断  
するところがある。また、PRU, II, 116の人名とubdyの引受人の名との重複が三名でも、この三人は衣服を割当て  
られると同時にubdyの委託を受けたと結論することができる。

これらのPRU, II, 116に記載されている人名を調べていくと、人を統率する立場にある人物が何人か含まれているこ

とが分る。二行目の Iytlm は Tpq 村にいて bns.mlk (王の人々)のうち二人を率いているし、羊飼たちの統率者でもある<sup>⑭</sup>。四行目の Prt は「Prt 指揮下の bns.mlk 表」という見出しで始まる PRU, II, 25 によれば七七人の bns.mlk の統率を任せられた。一五行目の Ubn と Iytdnm 月に食糧支給を受ける bns.mlk のうち三人の ysh を率いているし、四行目の Gkz は CTA, 82 の「PN の耕地を bns.agkz の手に」として現れる。一五人中四人の名が bns もしくは bns.mlk の統率者の名と重なることは単なる偶然とは思えない。ここに列挙された人々は人を監督する立場にある、かなり高い地位にあった人々と考えて間違いないだろう。冒頭の skn が skn 職を指し、一三行目の Imlk がケルト叙事詩やバール・フナト叙事詩の奥付に署名している Imlk と同一人物だとしたらなおさらである。

つまり uddy 引受人の中にはいわゆる小作人といった人々とは違う、社会的地位の高い人々も混じっていたのである。当然彼らが自ら耕作にあたることはないであろう。彼らに従属する者たちを使役して第三者の土地を経営していたに違いない。とすれば、やはり uddy を小作地とか小作人と訳すよりは耕作委託という表現を用いた方が適切であろう。

一方これとは逆のケースもある。CTA, 82, 12) の「Bn.gtn の耕地 Agkz の手に」や、Agkz に従属する誰かに uddy が任されていた<sup>⑮</sup>。この事例は、ヒロン第一王朝時代の subaru(m) (子供、召使)を想起させる。CAD 一六卷三四頁には「PN<sub>1</sub> の耕地を小作するために PN<sub>2</sub> と PN<sub>3</sub> と PN<sub>4</sub> の subaru(m) が仲間になった。」という例や、「subaru(m)に耕作を任せさせるな。」という例が引用されている。subaru(m) は主人の耕地を耕すほか、第三者の小作を行う場合もあったのである。ウガリトの bns.agkz も同様であろう。Agkz からの指図で引受けたのか、彼自身が独立の資格でしたことか、あるいは何らかの公的機関が指定したのかは分らないが、いずれにせよ、ある個人に従属する者が第三者の耕地を uddy として引受けることができたことは疑いない。

とにかく uddy を個人で引受けた側には様々な人々がいた。彼らがどんな階層に属していたかを決定することは不可能に近づく。一人でいくつもの uddy を委託された者がいたが、その一人は大工であった。キプロス人もいれば船主もいた。

人を指揮する者もいれば人に従属する者もいた。ある男が一方で Eddy を出しながら他方でこれを引受けることもあったかもしれない。⑧ 少なくともuddy を出す側と引受ける側とで階層がはっきり違っていたというのではないようだ。

① I CTA, 82, 14)

= CTA, 82, 23) = CTA, 82, 24)

= CTA, 82, r. 17) = CTA, 82, r. 18) = KTYU, 4, 7, 15)

= KTYU, 4, 7, 10) = KTYU, 4, 7, 11)

N KTYU, 4, 692, 6) = KTYU, 4, 692, 7)

② 第一章註⑨を参照。

③ これ以外に Ysn の各は CTA, 122 に「戦車大工の Ysn」として見られる他、先述の言及した PRU, V, 30 に Gmrd と並べられるなどである。

PRU, V, 30, A, 7) [ ] k.l.gmrd

8) [ ] f.l.ysn

④ 表を参照。

CTA, 82, 14) [E]n šdm (2 耕地)

23) [En, š]d.bn.gzshn (Bn. gzshn の 2 耕地)

⑤ PRU, V, 30, A, 4)

⑥ Armwl の各は šd. PN<sub>1</sub>, l. PN<sub>2</sub> を列挙した別の文書 PRU, V, 28 に登場する。各は Ch. ヴァロー (PRU, V, 28) と M. テーラー (他) (KTYU, 4, 423) の読み方は多少の差がある。

PRU, V, 28 KTYU, 4, 423

19) šd.tgyn

20) bd.armwl

1) šd.bn.adn[ ] o. Rd.) šd.bn.abn

2) [b]d.armwl[ ] [b] d. armwl

⑦ KTYU, 4, 7 ヲ KTYU, 4, 692 に同様の記録がある。

KTYU, 4, 7, 2) šd.bn.qldn.lbn.kky

11) šd.bn.qldn.l.gmrd

KTYU, 4, 692, 2) šd.bn.kmrt.l.gmrd

4) šd.bn.kmrt.l.bn.abn

しかし、それぞれ同一人物であったという確証はない。

⑧ 一方、委託した側の人名との重複はない。

⑨ 各は CTA, 80 の Trgd's の各は uddy 文書中に見られたらなく、PRU, V, 30 に引受人として登場する。この Trgd's の各は 4) だ。

CTA, 80 PRU, V, 30

13) b.bt.fpb1 A 4) l.fpb1

27) b.bt.fgd's B 2) b.bt.fgd's

⑩ PRU, IV, 17, 316 に証人として署名した四人の Ura の商人は「太陽の商人」と呼ばれている。ヒッタイト文書から大王が太陽と称していたことはよく知られている。A. F. レイニーが言うように彼らはヒッタイト大王のたぐい活動していたのである (A. F. Rainey, "Business Agents at Ugarit", *Israel Exploration Journal*, 13, 1963, p. 319)。

⑪ M. C. トブスターマンの *Mhd/Mahd/Ma-a-ba-di(gen)* は現在 *Shal-Mar-Yin* と呼ばれている。*Shal-Mar* の丘から一マイル足らずの所にある小さな入江にあたること (M. C. Astour, "Ma'hadu, the Harbor of Ugarit", *JESHO*, 13, 1970, pp. 113-

127)。なお、この見出しでこの彼は、*mhd* の後の欠損の跡はならぬが、この補綴に於ける *mhd* [ym] (Mihd 人たすの) であると言っている (ibid., p. 116, n. 2)。

⑳ *hskaw-nn* は *br* や 'heavy ship' *lkt* や 'light ship' と訳している。ibid., p. 116.

㉑ この表の数量の合計は裏の枚数の合計をはるかに上回っており、各人に割当てられた数量が直接衣服の枚数を表すのではない。また、これらの衣服は支給されたのか、納入されたのか、あるいは何か別の目的でリストアップされたのかは分らない。衣服の支給を扱った文書は、*PRU*, VI, 149; *PRU*, II, 106<sup>1)</sup>。一方では売却のたぐいの被服の記録である (*PRU*, VI, 156; *PRU*, VI, 162; *PRU*, III, 15, 43)。

㉒ *PRU*, II, 116, 1) の *skn* は *skn* 職とみなすべきではない。とすなはち *PRU*, II, 104 の *ubdy* を受けた *skn* と重なり、15名中4名である。

㉓ *PRU*, V, 66, 6). *PRU*, II, 76, 3)~6) の同一文脈で補綴である。

㉔ *PRU*, V, 72, 110 入余りが列挙されている。

㉕ *PRU*, V, 11, 9)

### 終 わ り に

従来ウガリト王国の土地制度の解明に際して *ubdy* 文書はあまり重要視されてこなかった。百枚以上に及ぶアッカド語で書かれた土地付与文書や土地売買文書に関心が集中し、僅か数枚のウガリト語による土地リストに登場する *ubdy* の語は、詳しい証明もないままに王からの付与地と同一視されてしまった。しかし、*ubdy* 文書の検討の結果明らかにした

① *Gkz* は *Ehli-kusa*(1) と読める *Agkz* であろう (F. G. *bnahj*, op. cit., p. 215, p. 362)。

② *UT*, 127 の最後は「書記 T' 族の *Imilk*」である。T' はキナン王の属部族。UT, 62 の奥付には「書記 *Shn* 人の *Imilk*」である。この *shn* は地名 (= *asub-bani*) であろうと思われる。また *PRU*, IV, 19, 70 にはウガリト王の王妃が遣った使者の名は *Imilkku* である。

③ [sd] *bn.girn.bds.aglzk*, 1) の箇所は *KTU*, 4, 7, 5) *sd.bn.girn.iwrdrysh* に対応する *bn.saglzk* と *Iwrdr* は同一人物であると判断される。CTA, 82 の作成の時既に *bn.saglzk* の誰かであろうことが *KTU*, 4, 7 作成の際には明らかである。この *Iwrdr* は限定されたものである。

④ *ubdy* を出した側と引受けた側とで人名が一致するのは *PRU*, V, 29 の三件あるだけで、別々の文書間でもこれ以外にはない。

2) *sd.prn.bds.gpkn.njh*

21) *sd[ag]pkn.bn.jbrnmlqrt*

15) *sd[ ]dyn(?)[ ]bd.pkn.njh*

18) *sd.pkn.bn.tiyn.bd.imhr.njh*

1) かも同一人物かどうかは疑わしい。

ように、*nbdy* は王からの付与地そのものを指す語ではなく、第三者に耕作の委託のために渡された土地を示すための語なのである。保有地の経営がどのように行われていたかを知ることは土地制度全体の再構成のために欠かせないが、*nbdy* 文書はその一端を覗かせてくれた。まず *nbdy* のリストが王宮から出土したこと自体が、王宮が保有者たちの経営の状況をかなり把握していたことを示している。しかし、あまりにも資料は断片的で、*nbdy* の行われる理由にしても、引受けの側の性格にしても、まだまだ不明確な部分が多い。ただ、その中で王や王妃の農場への委託や村への委託、あるいは相続人への委託は注目されるべきである。特に村への委託は王権と村との関係を考察する時に問題となるし、ヒッタイト帝国との繋りの上からも興味深い。

【略号表】

- AH<sup>w</sup> W. von Soden, *Akkadisches Handwörterbuch*, Wiesbaden, 1959-1981.
- ANET J. B. Pritchard, *Ancient Near Eastern Texts relating to the Old Testament*, Princeton, 1950.
- BASOR *Bulletin of the American Schools of Oriental Research*.
- CAD *Chicago Assyrian Dictionary*.
- CTA A. Herdner, *Corpus des tablettes en cunéiformes alphabétiques découvertes à Ras Shamra—Ugarit, de 1929 à 1939*, Paris, 1963.
- JAOS *Journal of the American Oriental Society*.
- JESHO *Journal of the Economic and Social History of the Orient*.
- KTU M. Dietrich, O. Loretz, J. Sanmartin, *Die Keilalphabetischen Texte aus Ugarit*, Neukirchen—Vluyn, 1976.
- PN Personal Name
- PRU, II Ch. Vroilleaud, *Le palais royal d'Ugarit*, II, Paris, 1957.

- PRU, III J. Nougayrol, *Le palais royal d'Ugarit*, III, Paris, 1955.  
PRU, IV J. Nougayrol, *Le palais royal d'Ugarit*, IV, Paris, 1956.  
PRU, V Ch. Vroilleaud, *Le palais royal d'Ugarit*, V, Paris, 1965.  
PRU, VI J. Nougayrol, *Le palais royal d'Ugarit*, VI, Paris, 1970.  
TCL Musée du Louvre, *Textes cunéiformes*.  
UT C. H. Gordon, *Ugaritic Textbook*, Rome, 1965.  
VDI *Vestnik Drevney Istorii*.  
WO *Die Welt des Orients*.  
WUS J. Aistleiner, *Wörterbuch der ugaritischen Sprache*, Berlin, 1976.  
ZAW *Zeitschrift für die alttestamentliche Wissenschaft*.

(大阪府立北野高等学校教諭

of the late *Ming* and early *Qing* period in the history of the Chinese social welfare.

*Tongshanhui* lasted at least for 250 years, and pursued manifold activities. Founded by those who had, so to speak, the thought of *Sheng-Sheng* 生生, such as *Yang Dong-ming* 楊東明, *Gao Pan-long* 高攀龍 and *Chen Long-zheng* 陳龍正, it was also engaged in edification in its golden age. It worked taking county 縣 or market town 鎮 as the sphere of activities and its center was a city. Moreover, it was concentric with families 家族, *yizhuang* 義莊 (clan charitable estate) and *shecang* 社倉 (communal granary), and was the greatest of them. Its management needed not a single charitable person but a lot of members of the society.

So, it may be said that the foundation of *shanhui* was a precondition for the direction of many *shantang* 善堂 (institutions for social welfare) in the cities during *Qing*.

## ‘ubdy’ in the Ugaritic Documents

by

Yoko Kondo

The term ‘ubdy’ is seen in many documents written in Ugaritic. It has been regarded as the word that indicated the land given by the king. In almost all cases, the records were written in the form to list up the fields handed from one to another, which has been explained as showing king’s confiscation and redistribution.

However, the minute examination of each list shows that ‘ubdy’ was never redistributed but was handed to another to commit field to the care of him. So ‘ubdy’ was not the term which indicated the land given by the king but the field left to another.

Though we have not yet made clear why it was left in charge of others, and what class was related with the commit of ‘ubdy’, some light thrown here on the character of ‘ubdy’ will be a key to explicate the land system in the Ugarit Kingdom.